

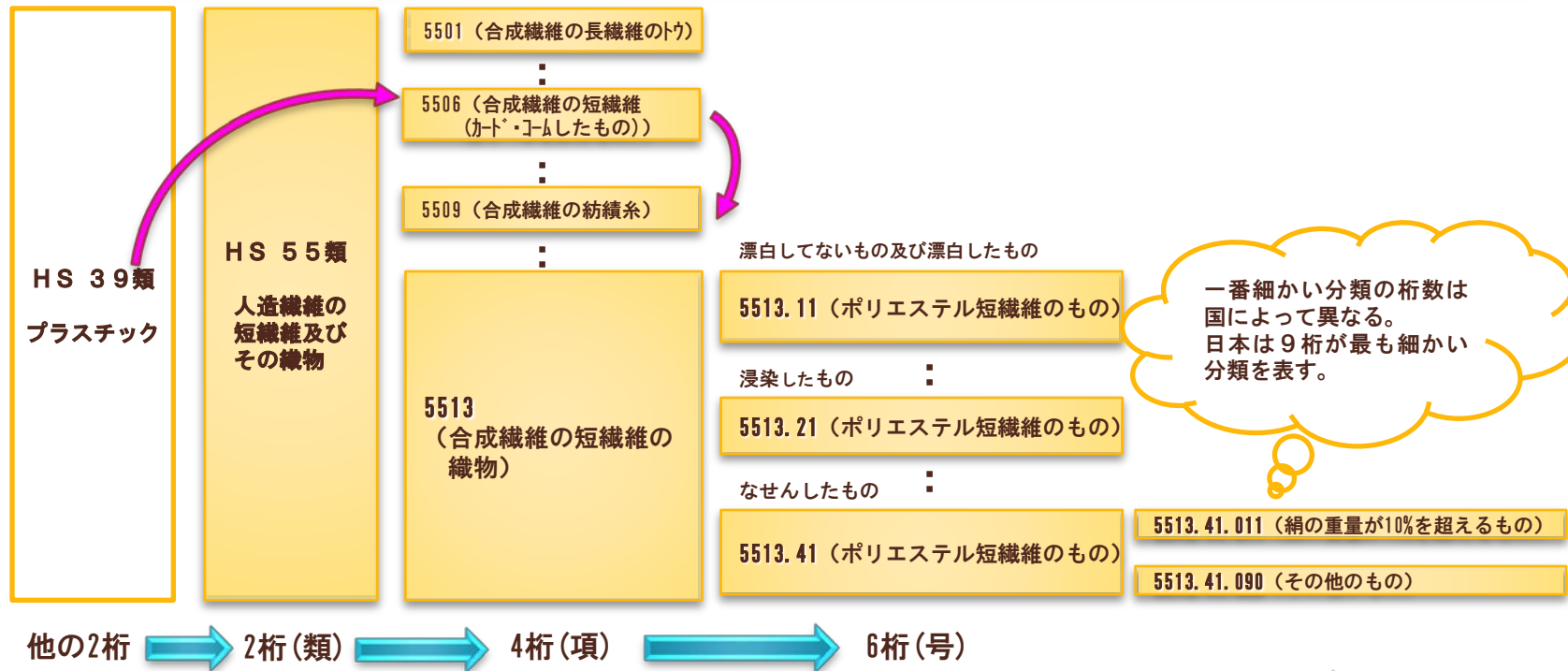
# 関税番号変更基準 (CTCルール) の考え方

◎ **CC** (Change in Chapter) とは、**HS番号で2桁レベル(類)の変更**を指す。

(例) プラスチック (ポリエステル: 39類) → 『合成繊維の短繊維 (5506)』

◎ **CTH** (Change in Tariff Heading) とは、**HS番号で4桁レベル(項)の変更**を指す。

(例) 合成繊維の短繊維 (5506) → 『合成繊維の紡績糸 (5509)』



HSコードが細かくなるにつれ、品目が特定される。

